

一般共通事項

第1章 一般共通事項

第1節 総則

1-1-1 適用

1. この船舶等修繕製造共通仕様書（以下「**共通仕様書**」という。）は、大阪港湾局（以下「本市」という。）が請負契約書（以下「契約書」という。）により施工する船舶の修繕（改造を含む。）・製造（以下「修繕」といい、船舶製造の場合は「製造」と読み換えること。）に適用し、契約書及び**設計図書**の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. **共通仕様書**の適用は、契約書に添付されている**特記仕様書**（現場（机上）説明書及び質疑・回答書を含む。）の定めにより決定される。
3. 契約書に添付されている図面及び**特記仕様書**、現場（机上）説明書及び質疑・回答書に記載された事項は、この**共通仕様書**に優先する。
4. **設計図書**はS I単位を使用するものとする。なお、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

1-1-2 用語の定義

共通仕様書に記載されている用語は、次の定義によるものとする。

1. 「発注者」とは、大阪市をいう。
2. 「受注者」とは、修繕の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
3. 「**契約図書**」とは、契約書及び**設計図書**をいう。
4. 「**設計図書**」とは、図面、仕様書、現場（机上）説明書及び質疑・回答書をいう。
5. 「図面」とは、入札に際して発注者が契約書に添付した設計図等をいう。なお、契約後、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した図面及び受注者が**提出**し、監督職員が書面により**承諾**した図面も含むものとする。
6. 「仕様書」とは、**共通仕様書**、**特記仕様書**を総称していう。また、これらに明記されている適用すべき諸基準を含むものとする。
7. 「**共通仕様書**」とは、**契約図書**の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等修繕を施工するうえで必要な技術的要求、修繕内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
8. 「**特記仕様書**」とは、**共通仕様書**を補足し、修繕の施工に関する明細、又は修繕に固有の技術的要求を定めた図書をいう。なお、契約後、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した書面、及び受注者が**提出**し、監督職員が**承諾**した書面は、**特記仕様書**に含むものとする。
9. 「現場（机上）説明書」とは、現場（机上）説明時に本市が入札参加者に対して当該修繕の契約条件等を説明したもので、契約書に添付された書面をいう。
10. 「質疑・回答書」とは、質疑受付期間中に入札参加者が**提出**した契約条件等に対する質疑書に対して本市が回答したもので、契約書に添付された書面をいう。
11. 「監督職員」とは、修繕契約書第14条（監督職員）に基づき、発注者が定め本市が選任しその官職及び氏名を受注者に**通知**した者をいい、監督職員、補助監督職員及び監督補助者（監督担当

職員)を総称していう。なお、製造契約書における「監督職員」も同様とする。

- (1) 監督職員とは、補助監督職員及び監督補助者(監督担当職員)の指揮監督並びに修繕監督業務の掌理を行う者をいう。
- (2) 補助監督職員とは、監督補助者(監督担当職員)の指揮監督並びに修繕監督業務の掌理を行う者をいう。
- (3) 監督補助者(監督担当職員)とは、修繕監督業務の掌理を行う者をいう。
12. 「検査職員」とは、修繕契約書第23条又は製造契約書第18条(検査)の規定に基づき検査を行うため、本市が選任した者をいう。
13. 「**提出**」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、修繕に係わる事項について、書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
14. 「**提示**」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、修繕に係わる事項について、書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
15. 「**報告**」とは、受注者が監督職員に対し、修繕の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
16. 「**通知**」とは、発注者又は監督職員と受注者の間で、修繕の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
17. 「**指示**」とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が受注者に対し修繕の施工上必要な事項を書面で示し、実施させることをいう。
18. 「**協議**」とは、**契約図書**の定めに基づき、発注者又は監督職員と受注者が契約履行上必要な事項を対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
19. 「**承諾**」とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者が原則として書面で同意することをいう。
20. 「**確認**」とは、**契約図書**に示された事項について、発注者が臨場又は関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。
21. 「**立会**」とは、**契約図書**に示された項目について監督職員が臨場し、内容を**確認**することをいう。
22. 「完成(又は「指定部分」)検査」とは、検査職員が修繕契約書第23条及び製造契約書第18条(検査)、修繕契約書第30条及び製造契約書第25条(指定部分に対する代金支払等)に基づき給付の完了の**確認**を行うことをいう。
23. 「書面」とは、手書き、印刷物等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものの、公文書番号を有する発注者若しくは監督職員の書面を有効とする。なお、様式の定めがある場合は、それによるものとする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えなければならない。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図、又は複写した図面等(電子情報を含む。)を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中に、自らの負担により次に掲げる要件に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確**

認を求めなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場（机上）説明書及び質疑・回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) **設計図書**に誤謬又は脱漏があること。
- (3) **設計図書**の表示が明確でないこと。
- (4) **設計図書**で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

なお、**確認**できる資料とは、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、それに従わなければならない。

3. 受注者は、この契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**及びその他の図書を監督職員の**承諾**無くして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

1-1-4 修繕費用内訳明細書及び工程表の提出

受注者は、修繕及び製造契約書第1条第4項（総則）の規定により「修繕費用内訳明細書」及び「工程表」を**共通仕様書**「提出書類の様式」に掲載する所定の提出様式（以下「所定様式」という。）により作成し、この契約締結後21日以内に発注者に**提出**しなければならない。

1-1-5 施工計画書

1. 受注者は、修繕に着手する15日前までに修繕を完成するために必要な手順や工法等を記載した「施工計画書」を監督職員に**提出**しなければならない。受注者は、「施工計画書」を遵守し修繕の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、「施工計画書」に次の事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は、追記しなければならない。ただし、緊急修繕又は簡易な修繕等は監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができるものとする。

- (1) 修繕概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械
- (5) 施工方法
- (6) 施工管理
- (7) 安全管理
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 環境対策
- (10) 現場作業環境の整備
- (11) その他

2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該修繕着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、修繕の施工方法・数量の変更など施工計画に大きく影響しない場合は、監督職員の**承諾**を得て**提出**を省略することができるものとする。

3. 受注者は、施工計画書を**提出**した際、監督職員から**指示**された事項があった場合は詳細に記載した施工計画書を**指示**された時まで**提出**しなければならない。

1-1-6 監督職員

1. 当該修繕における監督職員の権限は、修繕契約書第14条第2項（監督職員）に規定した事項とする。また、本市職員も同様の権限を有するものであり、受注者は、本市職員から**指示**等を受けた場合は、これに従わなければならない。
2. 監督職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合及びその他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行った場合、受注者はその**指示**等に従うものとし、後日、書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を**確認**するものとする。

1-1-7 修繕用地等の使用

1. 受注者は、発注者から修繕用地等の提供を受けた場合、善良な管理者の注意を持って維持・管理しなければならない。
2. 受注者は、自らの都合により修繕の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、本条第1項に規定した修繕用地等の使用終了後は、**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。修繕の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
4. 発注者は、受注者が本条第1項に規定した修繕用地等の復旧の義務を履行しない場合、受注者の費用負担で発注者自ら復旧することができるものとし、その費用は、受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
5. 受注者は、船舶等の修繕のため工場等に引取る場合は、修繕契約書第11条（修繕のための引取り）の規程に基づき、監督職員と**立会**のもとに船舶等を**確認**のうえ、「預かり証」を所定様式により作成し監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-8 電力、水道等

受注者は、修繕に必要な電力・用水・燃料その他の消耗品及びその引込みに必要な手続き諸費用については、**特記仕様書**に記載のない限り全て受注者の負担とする。

1-1-9 修繕の着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、速やかに修繕に着手しなければならない。（着手とは、修繕のために監督職員が**承諾**した行為を開始することをいい、詳細設計を含む修繕にあつてはそれを含む。）

1-1-10 設計及び施工

1. 受注者は、**設計図書**に示す関係法令及び基準等に基づいて設計、施工しなければならない。

2. 受注者は、機械各部の配置にあたっては、注油、点検、修理等が容易なものとするほか、振動、騒音及び危害の防止に留意しなければならない。
3. 受注者は、修繕の施工にあたって必要とする資格を有する者を従事させ、監督職員から請求があった場合、資格者の名簿を**提出**しなければならない。

1-1-11 修繕の下請負

1. 受注者は、修繕及び製造契約書第6条（一括委任又は一括下請負の禁止）の規定に基づき、当該修繕の一部を外注する場合、外注する部分の修繕の施工につき、総合的に企画、指導及び調整するものとする。また、外注修繕の受注者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 下請業者が本市の一般競争（指名競争）参加有資格者である場合は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中でないこと。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
 - (2) 当該修繕の施工能力を有すること。
2. 受注者は、修繕を下請負に付する場合には、修繕及び製造契約書第7条（受任者又は下請負者の通知等）の規定に基づき、「下請負契約通知書」並びに、修繕契約書第35条及び製造契約書第30条（誓約書の提出）の規定に基づき「誓約書」を所定様式により作成し、下請契約締結後10日以内に監督職員に**提出**しなければならない。また、下請業者を変更したときも同様に**提出**しなければならない。

ただし、受注者の造船所・工場内で製作、修理、加工、塗装等の作業を業者に請け負わせる場合にあつては、監督職員に**承諾**を得て「下請負契約通知書」及び「誓約書」の**提出**を省略することができる。
3. 受注者は、下請業者に本市及び官公庁等からの指示事項を周知するとともに、下請業者が行う修繕の施工を指導及び調整をしなければならない。

1-1-12 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。また、工期経過後においても同様とする。
2. 受注者は、修繕現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、**承諾**を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

1-1-13 修繕の一時中止

1. 発注者は、修繕契約書第19条及び製造契約書第15条（契約の変更および中止）の規定に基づき、受注者に対して**通知**したうえで、必要とする期間、修繕の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
2. 受注者は、前項により施工を一時中止する場合、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に**提出**し、**承諾**を得なければならない。また、受注者は修繕の続行に備え修繕現場を適切に保全しなければならない。
3. 発注者は、受注者が**契約図書**に違反し又は監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要

と認めた場合、修繕の中止内容を受注者に**通知**し、修繕の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。

1-1-14 設計図書の変更

1. **設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を受注者に行った修繕の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。
2. 監督職員は、修繕契約書第18条及び製造契約書第14条（仕様書等不適合の場合の改造義務）又は、修繕契約書第19条及び製造契約書第15条（契約の変更及び中止等）の規定に基づき、契約の内容を変更する必要がある場合は、「設計変更実施指示書」により受注者に**通知**を行うものとする。また「設計変更実施指示書」を受けた受注者は、「設計変更実施請書」を所定様式により作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
3. 現場の納まり、又は機器のとりあい等の関係で、材料の寸法、取付け位置等を多少変える軽微な変更については、設計変更を行わない。
4. 設計変更に伴う契約金額の変更は、本市基準の積算により**協議**して決定する。

1-1-15 履行期限（又は「納入期限」）変更

1. 修繕契約書第20条（受注者の請求による履行期限の延長）及び製造契約書第16条（受注者の請求による納入期限の延長）の規定に基づく履行期限又は納入期限（以降「履行期限」という。）の変更は、発注者と受注者の**協議**の前に当該変更が履行期限変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。
2. 受注者は、修繕契約書第18条及び製造契約書第14条（仕様書等不適合の場合の改造義務）に基づき**設計図書**の変更又は訂正が行われた場合、前項に示す事前協議において履行期限変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、修繕契約書第19条及び製造契約書第15条（契約の変更及び中止等）に定める協議開始の日までに履行期限変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、修繕契約書第20条及び製造契約書第16条（受注者の請求による履行期限）に基づき履行期限の延長を求める場合、本条第1項に示す事前協議で履行期限変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、修繕契約書第19条及び製造契約書第15条（契約の変更及び中止等）に定める協議開始の日までに履行期限変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

1-1-16 支給材料及び貸与物件

1. 受注者は、支給材料及び貸与品（以下「支給材料」という。）を修繕契約書第17条第4項及び製造契約書第13条第3項（貸与品等）の規定に基づき、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななければならない。
3. 受注者は、修繕完成時（完成前に修繕工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に「支給材料精算書」を所定様式により作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

4. 受注者は、修繕契約書第17条第3項及び製造契約書第13条第2項（貸与品等）の規定に基づき、支給材料を受領する場合は、引渡しの日から7日以内に「支給材料受領書」を所定様式により作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は修繕契約書第17条第1項及び製造契約書第13条第1項（貸与品等）の規定に基づき、支給材料の引き渡し場所は、**設計図書**又は監督職員の**指示**によるものとする。
6. 受注者は、修繕契約書第17条第5項及び製造契約書第13条第4項（貸与品等）の規定に基づき、不用となった支給材料の返還については、「支給材料返還書」を所定様式により作成のうえ監督職員に**提出**し、その**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで支給材料の損失に対する責任を免れることはできない。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。
7. 受注者は、支給材料の修理等を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
8. 受注者は、支給材料を他の修繕に流用してはならない。
9. 支給材料の所有権は、受注者が管理する場合でも本市に属するものとする。

1-1-17 現場発生品

1. 受注者は、**設計図書**に返納することが定められた現場発生品が発生した場合、「現場発生品調書」を所定様式により作成し、**設計図書**又は監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
2. 受注者は、前項以外のものが発生した場合、監督職員に**通知**し、監督職員が引渡しを**指示**したものについては、「現場発生品調書」を所定様式により作成し、監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。ただし、引渡しを**指示**したもの以外の現場発生品は自らの責任と費用で処分しなければならない。
3. 受注者において現場発生品を産業廃棄物として処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い適切に処理しなければならない。ただし、少量で、自社で一時保管し修繕の履行期限以降に処分する場合などは、「現場発生品引取証明書」を所定様式で作成し、監督職員に**提出**するとともに、産業廃棄物の運搬及び処分について許可業者との通年的な契約書の写しや、保管場所への搬入状況写真など、適正に処理することが**確認**できる書類を添付すること。

1-1-18 修繕材料の品質

1. 修繕契約書第13条第1項及び製造契約書第10条第1項（材料の品質および検査等）の規定する、「中等以上」とは、JIS（日本産業規格）、JEM（日本電機工業会規格）、JEC（電気規格調査会標準規格）若しくはJAS（日本農林規格）規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。
2. 受注者は、修繕に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担で整備、保管し、監督職員から請求のあった場合は、遅滞なく**提出**しなければならない。但し、修繕する船舶の機能・構造上重要でないものに関しては監督職員の**承諾**を得て省略することができる。
なお、**設計図書**で事前に監督職員の検査（**確認**を含む）を受けるものと**指示**された材料の使用にあたっては、事前にその外観及び品質証明書等の資料を監督職員に**提出**し、検査（**確認**を含む）を受けなければならない。

1-1-19 監督職員による検査及び立会

1. 受注者は、**設計図書**の規定に従い、監督職員の検査及び**立会**を受ける場合、事前に監督職員と打合せのうえ、所定様式により作成した「検査願」にて**通知**しなければならない。
2. 監督職員は、修繕が**契約図書**どおりに行われているかを**確認**するため、必要に応じ修繕現場に立ち入り、**立会**又は資料の**提出**を請求できるものとする。なお、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、**設計図書**に定める監督職員の検査に必要な測定、性能、品質等の**確認**を行い、その結果を整理し監督職員に**提出**しなければならない。
4. 監督職員は、**設計図書**に定められた検査を受注者の測定結果等に基づき出来形、品質、数量等の**確認**を行うものとする。監督職員が行う検査には、責任者又は責任者の指定する者が臨場しなければならない。
5. 監督職員は、**設計図書**に定められた検査を書類確認とすることができる。この場合、受注者は、測定記録、品質、数量等を**確認**するため、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを**提出**しなければならない。
6. 監督職員による検査及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。なお、監督職員が修繕工場で検査及び**立会**を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供し、光熱費は、受注者が負担しなければならない。
7. 監督職員による検査及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。
8. 発注者が、特に必要があると認めて、**設計図書**において見本又は修繕写真等の記録を整備すべきものと指定した修繕材料の調査又は修繕の施工をするときは、**設計図書**に定めるところにより、当該見本又は修繕写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に**提出**しなければならない。
9. 受注者は、監督職員の**立会**を受け、材料検査並びに施工状況検査等合格した場合であっても、修繕契約書第18条及び製造契約書第14条（仕様書等不適合の場合の改造義務）及び次に規定する義務は免れないものとする。
 - (1) 受注者が、監督職員の**立会**する材料検査並びに施工状況検査等、整備記録**提出**の請求（当該請求より7日以内に**提出**）に違反した場合において、必要があると認められるときは、修繕の施工部分を破壊又は分解して検査することができる。
 - (2) 監督職員は、修繕の施工部分が**設計図書**に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該の必要理由を受注者に**通知**して、修繕の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - (3) この場合における検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

1-1-20 試運転及び諸試験

1. 試運転及び諸試験の項目は**設計図書**によるものとし、受注者は、試運転及び諸試験について、事前に試験方案を**提出**し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、関係法令に基づく関係官庁の検査が必要な場合は、これを受検するものとし、これに必要な費用は、すべて受注者が負担するものとする。なお、関係官庁の検査により実施した項

目は、**設計図書**による試運転及び諸試験項目を兼ねることができるものとする。

3. 受注者は、試運転及び諸試験を行った結果を取りまとめて、監督職員へ**提出**しなければならない。

1-1-21 修繕完成図書

受注者は、修繕完成時に**提出**する成果品を修繕完成図書として**提出**しなければならない。修繕完成図書の内容、部数は**設計図書**によるものとする。

1-1-22 修繕完成検査

1. 受注者は、修繕契約書第23条及び製造契約書第18条（検査）の規定に基づき完成検査を受ける場合、「修繕完成通知書」を所定様式により作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、「修繕完成通知書」を監督職員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) **設計図書**（追加、変更指示も含む）に示されるすべての修繕が完成していること。
 - (2) 修繕契約書第18条及び製造契約書第14条（仕様書等不適合の場合の改造義務）の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) **設計図書**により義務付けられた修繕記録写真、出来形管理資料、修繕関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた修繕は、最終変更契約を発注者と締結していること。
 - (5) 関係官庁の検査を受け、合格していること。
3. 発注者は、修繕完成検査に先立って受注者に対して検査日を連絡するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、修繕目的物等を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 修繕目的物等の形状、寸法、精度、性能、品質、数量及び出来栄え。
 - (2) 修繕管理状況の書類、記録、写真等。
5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
6. 検査職員が、修補の**指示**を出した場合、修補の完了の**確認**は監督職員が行うものとする。監督職員は検査職員の**指示**どおり修補が完了したと認めた場合には、検査職員に**通知**するものとする。
7. 検査職員が**指示**した期間内に修補が完了しなかった場合には、本市は修繕契約書第25条及び製造契約書第20条（減価採用）の規定に適合するか確認のうえ検査を行い、その結果を受注者に**通知**するものとする。
8. 本条第6項により修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から修補完了の**確認**の日までの期間は、修繕契約書第23条第2項及び製造契約書第18条第2項（検査）に規定する期間に含めないものとする。
9. 受注者は、当該修繕完成検査については、**共通仕様書**1-1-19監督職員による検査及び立会 第6項及び第9項の規定を準用するものとする。
10. 受注者の管理地以外で施工を行う場合は、修繕完了後すみやかに受注者の機器、残材、各種の仮設物及びその他の廃品等を撤去し現場を清掃しなければならない。ただし、修繕完成検査に必要な足場、安全ネット等は、監督職員の**指示**に従い存置し、検査終了後、すみやかに撤去するものとする。

1-1-23 既済部分検査等

1. 受注者は、修繕契約書第30条及び製造契約書第25条（指定部分に対する代金支払等）に規定する「指定部分」の検査を受ける場合には、修繕契約書第23条及び製造契約書第18条（検査）、修繕契約書第26条及び製造契約書第21条（引渡し）の規定を準用するものとする。この場合、「修繕」とあるのは「指定部分に係る修繕」、「検査」とあるのは「指定部分検査」と読み替えるものとする。
2. 受注者は、指定部分検査を受ける場合、**共通仕様書1-1-22修繕完成検査** 第2項の各号に掲げる要件をすべて満たすうえ、「修繕部分完成通知書」及び「修繕出来高明細書」を所定様式により作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、検査職員の**指示**による修補は、**共通仕様書1-1-22修繕完成検査** 第5～8項の規定に従うものとする。
4. 受注者は、修繕工場での検査に当たっては**共通仕様書1-1-19監督職員による検査及び立会** 第6項を準用するものとする。

1-1-24 履行報告

受注者は、修繕の履行状況を**報告**するため「修繕月報」を所定様式により作成し、監督職員に上半月分は当月20日まで、下半月分は翌月5日までに**提出**しなければならない。

1-1-25 修繕関係者に対する措置請求

発注者は、修繕契約書第16条及び製造契約書第12条（責任者等に対する措置請求）の規定により、責任者が当該修繕の運営・取締り及び修繕目的物の品質・出来形の確保及び履行期限の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-26 諸法令、諸条例の遵守

1. 受注者は、当該修繕に関する法令及び諸法規を遵守し、修繕の円滑な進捗を図るとともに諸法令・諸法規の適用及びその運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

なお、主な法令、法規は次に示すとおりである。

- (1) 地方自治法（昭和22年 法律第67号）
- (2) 船舶法（明治32年 法律第46号）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年 法律第120号）
- (4) 職業安定法（昭和22年 法律第141号）
- (5) 労働基準法（昭和22年 法律第49号）
- (6) 労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号）
- (7) 道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）
- (8) 港則法（昭和23年 法律第174号）
- (9) 環境基本法（平成5年 法律第91号）
- (10) 大気汚染防止法（昭和43年 法律第97号）
- (11) 騒音規制法（昭和43年 法律第98号）

- (12) 水質汚濁防止法 (昭和45年 法律第138号)
- (13) 振動規制法 (昭和51年 法律第64号)
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年 法律第137号)
- (15) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年 法律第48号)
- (16) 電気事業法 (昭和39年 法律第170号)
- (17) 電気通信事業法 (昭和59年 法律第86号)
- (18) 電気工事士法 (昭和35年 法律第139号)
- (19) 電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成9年 通商産業省令第52号)
- (20) 消防法 (昭和23年 法律第186号)
- (21) 海上交通安全法 (昭和47年 法律第115号)
- (22) 海上衝突予防法 (昭和52年 法律第62号)
- (23) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年 法律第136号)
- (24) 船員法 (昭和22年 法律第100号)
- (25) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26年 法律第149号)
- (26) 船舶安全法 (昭和8年 法律第11号)
- (27) 船舶のトン数の測度に関する法律 (昭和55年 法律第40号)
- (28) 小型船舶安全規則 (昭和49年 運輸省令第36号)
- (29) 水難救護法 (明治32年 法律第95号)
- (30) 海難審判法 (昭和22年 法律第135号)
- (31) 船員保険法 (昭和14年 法律第73号)
- (32) 電波法 (昭和25年 法律第131号)
- (33) 船舶構造規則 (平成10年 運輸省令第16号)
- (34) 船舶機関規則 (昭和59年 運輸省令第28号)
- (35) 大阪市条例及び同規則 (大阪市条例及び規則)
- (36) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年 法律第127号)
- (37) その他関係法令規則

2. 受注者は、諸法令、諸条例を遵守するものとし、これらに抵触した場合の責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 受注者は、当該修繕の計画、図面、仕様書及び契約そのものが本条第1項の諸法令、諸条例に照らし不相当であり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に**通知**し、その**確認**を請求しなければならない。

1-1-27 官公庁等への手続き等

1. 受注者は、修繕の施工に係る諸法令、条例に基づき、官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で修繕の施工に支障のないように手続きを行わなければならない。

なお、受注者は、手続きに先立ちその届出書類等の写しを監督職員に**提出**するものとし、許可書等が発行される場合、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。

2. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督職員に**通知**し、その対応方法等に関して**協議**しなければならない。

1-1-28 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、**特記仕様書**に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、本市の休日又は夜間に本市施設内で作業を行う場合、事前に監督職員と**協議**しなければならない。

1-1-29 提出書類

1. 受注者は、必要な関係書類を**設計図書**に定める様式（必要により監督職員に使用する様式を**確認**する。）に基づき作成し、指定期日までに監督職員に**提出**するものとし、これに定めのないものは監督職員の**指示**する様式によるものとする。また、これによらない場合は、あらかじめ監督職員と**協議**するものとする。なお、提出書類の用紙サイズは、発注者交付用紙、又は監督職員が**指示**する場合を除き、日本標準規格紙（A判）の規格寸法によるものとする。
2. 修繕及び製造契約書第1条第7項（総則）の規定による書面は、**契約図書**の定め、発注者、又は監督職員の**指示**等がある場合を除き、所定様式の「打合せ簿」によるものとする。
3. 受注者は、修繕の施工に必要な関係書類（「打合せ簿」及びその他会議・打合せ等の議事録の速やかな作成を含む。）を常に整備し、監督職員の**指示**するものについてはその期日までに**提出**しなければならない。
4. 受注者が、監督職員又は発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、監督職員又は発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。
5. 受注者は、書類の**提出**、又は**提示**を監督職員が請求した場合、これに従わなければならない。また、提出等書類（監督職員からの返還書類を含む。）は一括して保管しておくものとする。
6. 受注者は、成果品を電子的手段により引き渡す場合には、次の各号に掲げる事項に基づき作成された成果品等（以下「電子納品」という。）としなければならない。なお、電子納品にあたっては監督職員の**指示**に従うこと。
 - (1) 電子媒体はCD-R又はDVD-Rを原則とし、必要な文字、数値等の内容が判読できる精度を確保するものとする。
 - (2) 各種成績書、報告文書等に用いる電子データは、Microsoft Word又はExcelにより作成することを原則とし、かつ本市各電子データ処理環境（以下「本市システム環境」という。）にて適正に動作確認ができなければならない。ただし、事前に作成する電子データが本市システム環境に対応可能であることを監督職員に**確認**しなければならない。
 - (3) 図面電子データは、本市システム環境にて動作確認できる形式を原則とする。ただし、事前に、作成する電子データが本市システム環境に対応可能であることを監督職員に**確認**しなければならない。
 - (4) 受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピュータウイルスが存在していないことを**確認**しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものであるとともに、最新のウイルスに対応出来るよう、常に更新されたものを利用すること。
 - (5) 電子媒体には、「修繕名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記しなければならない。なお、電子媒体を

収納するケースの背表紙には、「修繕名称」、「作成年月」を明記する。「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」又は「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記するものとする。

- (6) その他、電子納品の作成に係る詳細な要領及び仕様については、仕様書又は監督職員の**指示**による。

1-1-30 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、**設計図書**に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を修繕及び製造契約書第8条（特許権等の使用）に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に**報告**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**しなければならない。
3. 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-1-31 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、雇用者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

1-1-32 設計条件の留保

受注者は、**設計図書**に記載のないものについても、関係法令上又は船舶の運航及び機械の操作に当然必要とされるものについてはこれを受注者の負担において完備するものとする。

1-1-33 臨機の措置

1. 受注者は災害防止等のため必要があると認められるときは、緊急やむを得ない場合を除き、事前に監督職員に意見を求めた上で臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に**通知**しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い、修繕目的物の品質・出来形の確保及び履行期限の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-34 修繕契約代金等の請求

受注者は、修繕契約書第28条第1項及び製造契約書第23条第1項（契約代金の支払い）、修繕契約書第30条及び製造契約書第25条（指定部分に対する代金支払等）の当該契約代金の支払いを請求するときは、「請求書」を所定様式により作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

第2節 施工管理

1-2-1 適用

1. 受注者は、施工計画書に従って施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう施工管理を行わなければならない。
2. 受注者は、**契約図書**に適合するよう修繕を施工するために、受注者の責任において、施工管理の体制を確立するものとする。

1-2-2 現場管理

1. 受注者は、修繕期間中、現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
2. 受注者は、施工に際し、修理対象船舶及び既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者は自らの負担で原形に復元しなければならない。
3. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

1-2-3 責任者

1. 受注者は、「修繕着手通知書」並びに修繕契約書第15条及び製造契約書第11条（責任者）の規定に基づき定めた責任者について「責任者通知書」を所定様式により作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に**提出**しなければならない。また、責任者を変更したときは「責任者変更通知書」を所定様式により作成し、変更が生じた日から10日以内に**提出**しなければならない。
2. 責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、雇用関係を**確認**するために「受注者に所属することを証明する書面」届出書」を所定様式により作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に**提出**しなければならない。また、責任者を変更したときも同様に作成し、変更が生じた日から10日以内に**提出**しなければならない。
3. 責任者は修繕を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該修繕に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。
4. 船舶の修繕において、修繕契約書第10条（主任技術者）における主任技術者を監督職員へ**通知**することは不要とする。

1-2-4 工程管理

受注者は、計画工程表に基づき、規定の履行期限内に修繕が円滑に完成するよう工程管理を行わなければならない。また、修繕の重要段階では、必要に応じて短期の工程表を作成し工程の遅延を防止するものとし、監督職員から要求があった場合は、実施工程表を**提出**しなければならない。万一、工程に修正あるいは変更を帰した場合は、その都度理由を付して監督職員に**報告**しその**承諾**を得なければならない。

1-2-5 品質、出来形管理

1. 受注者は、**設計図書**に定める品質、出来形に適合するように十分な管理を行わなければならない。
2. 受注者は、監督職員が品質、出来形の**確認**のため、資料の**提出**を要求した場合、その**指示**に従わなければならない。なお、それらに要する試験等費用については受注者の負担とするものとする。
3. 受注者は、品質、出来形管理を**設計図書**に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に**提出**しなければならない。なお、基準値又は許容範囲のあるものは、これを併記する。

1-2-6 写真管理

1. 修繕で段階ごとの施工状況、完成後に外面から明視できない箇所（「表1-1修繕写真撮影要領」を参照）及び諸試験、検査の写真（電子媒体によるものを含む）を撮影し、その結果をとりまとめ監督職員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、修繕の種類、規模、施工条件等により、「表1-1修繕写真撮影要領」により難しい場合、事前に監督職員の**承諾**を得て、変更することができるものとする。
3. 電子媒体を**提出**する場合は、原則としてCD-R又はDVD-Rにより**提出**とし、**共通仕様書1-1-29**提出書類 第6項第3～5号の規定を準用するものとする。記録画像ファイル形式はJPEG形式（非圧縮～圧縮率1/8まで）を原則とし、これ以外による場合には監督職員の**承諾**を得なければならない。
4. 受注者は、前項の他に、修繕施工前と修繕完成後の写真が比較できるように全景、同一箇所及び同一部分にて写真を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、必要に応じ、現場条件の変更、臨機の措置、支給材料、現場発生品及び修繕中の安全管理に関する**確認**のための写真を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。
6. 受注者は、修繕中に被災した場合、被災状況の**確認**のため必要に応じ修繕目的物等の全景及び部分の写真を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。
7. 写真はカラー写真とし、被写体の状況、場所、時期及び形状寸法の**確認**ができるように工夫して撮影しなければならない。なお、必要に応じ被写体の寸法が判るように、スケール（巻き尺等）及び測定器具等を必要箇所に添えて撮影するものとする。
8. 写真には、必要に応じ、修繕名称、工種、施工箇所、施工状況、略図等を記入した小黒板（「図1-1撮影用小黒板参照図」を参照）を入れて撮影しなければならない。なお、電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする（有効画素：100～300万画素程度、プリンターはフルカラー-300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）
9. 監督職員に**提出**する写真は、アルバムに整理するものとする。アルバムの大きさはA4判程度とし、表紙には施工年度、請求番号、契約番号、修繕名称、履行期限、受注者名を記入しなければならない。なお、必要に応じて撮影箇所を記入するものとする。

表 1 - 1 修繕写真撮影要領

工 種	箇 所	時 期	備 考
掃 除	全景・方法	前・中・後	
錆 打 ち	全体・局部	前・後	ケレンの程度の確認ができる事
塗 装	塗料缶の表示 塗料缶 塗装状況	使用前 充・空缶 前・後	ロット番号が確認できる事 何層目か確認できる事
取 替 え	数量・寸法	前・後 前・後	新品・旧品が確認できるようにする事 甲板舗装材は素地調整の写真も必要
整 備	整備状況	中・後	
分解調整	分解点検状況 施工状況 (修正・摺合等) 部品点検状況	中・後	
絶縁検査		中	
入渠・上架		中	
試運転	計測状況	中	海上試運転については、航行状態
立会検査 及び 現場発生品	全景・数量	搬入・搬出 及び 返納	

図 1 - 1 撮影用小黑板参照図

請 求 番 号	令和〇年 第〇〇〇〇号
修 繕 名 称	〇〇船「〇〇丸」 修繕
工 種	〇〇部
施 工 箇 所 及び 施 工 状 況	〇〇分解調整 掃除中
受 注 者	〇〇造船所 株式会社

1-2-7 環境保全

1. 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、修繕の施工により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を施工計画時及び修繕実施段階の各々で検討・実施しなければならない。
2. 受注者は、修繕施工中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、ただちに応急措置を講じ、監督職員に**通知**しなければならない。また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の**承諾**を得て、又は監督職員の**指示**に基づき環境の保全に努めなければならない。
3. 受注者は、修繕により発生した廃油、ビルジおよびその他の廃棄物の処理について「廃棄物の処理および清掃に関する法律」、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」等の諸法令に基づき適正に処分するとともに、処分後は電子マニフェスト、又は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）等により適正な処分が**確認**できる書類の写しを**提出**すること。
4. 受注者は、海中に修繕用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、修繕の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

第3節 安全管理

1-3-1 適用

1. 受注者は、関係法令を遵守し、常に修繕の安全に留意して、事故及び災害の防止に努めなければならない。
2. 受注者は、事故又は災害が発生した場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、ただちに監督職員及び関係官公庁に電話等にて状況を連絡し、その後書面による**通知**をしなければならない。
3. 受注者は、修繕用資機材の運搬路として公衆に供する道路を使用する場合、関係法令に基づき安全対策を講じなければならない。特に、路面を汚損することや、第三者に損害を与えることのないよう積載物の落下等の防止に努めなければならない。
4. 受注者は、修繕の施工にあたっては、作業区域の表示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じるものとする。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行、又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
5. 受注者は、修繕期間中適宜、修繕現場及びその周辺の安全巡視を行い、安全を確保しなければならない。
6. 受注者は、修繕中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関連法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
7. 受注者は、足場の施工に当たり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成27年5月）」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを使用するよう努めなければならない。
8. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちにその物体を取除くものとする。
なお、ただちに取除けない場合は、標識を設置して危険個所を表示し、監督職員及び関係官公庁に**通知**するものとする。
9. 受注者は、安全管理に関して、本市より報告書の**提出**を求めた場合、これに従わなければならない。
10. 受注者は、豪雨・台風・洪水・高潮その他天災に対しては、天気予報等などに注意を払い、常に被害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかななければならない。

1-3-2 安全ミーティング

受注者は現場施工がある場合、修繕施工前に安全ミーティングを実施し、その実施状況を監督職員に**提出**すること。

1-3-3 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公庁署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
2. 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
3. 受注者は、石油精製品、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるとともに周辺の整理整頓に努めなければならない。

1-3-4 事故災害報告

受注者は、修繕の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に**通知**しなければならない。

第4節 材料及び施工上の注意

1-4-1 材 料

1. 受注者が修繕において使用する機器材はすべて新品とし、品質・等級・規格のあるものは**設計図書**に基づいて選択しなければならない。
2. 受注者が修繕において使用する主要な材料及び製作品は、監督職員の**承諾**を得なければならない。（「使用材料承諾願」又は「承諾願」の所定様式等による。）
3. 受注者は、**設計図書**で検査を受けるよう明記していないものでも、監督職員が必要と認めた場合は、検査を受けなければならない。
4. 使用材料について、監督職員が必要と認めたものは材料証明書等（原本）を**提出**しなければならない。ただし、原本入手が困難と判断されるものは、監督職員の**確認**を得た後にそのコピーをもって代わりとすることができる。

1-4-2 試 験

別に定めのない主要修繕機器材の試験は、JIS等の試験方法などに準じて行い製作会社の試験・性能成績書を**提出**しなければならない。

ただし、本市が**立会**を必要と認めた場合は、検査を受けなければならない。

1-4-3 使用部品

1. 各機器の修繕に使用する部品は、原則として機器製造者の純正部品とする。
ただし、「表1-2部品」に示す部品については純正外でもかまわない。
2. 各機器の修繕に際し、O（ゴム）リング・パッキン類（銅含む）・割りピン・折り曲げ座金類は取り替えなければならない。

表1-2 部 品

管 及 び 継 手 類	温 度 計	ベルト・チェーン類
弁 類	圧 力 計	ボルト・ナット類
O リ ン グ	転 が り 軸 受	そ の 他 監 督 職 員 が 認 め る 部 品
パ ッ キ ン 類	軸 継 手	
オ イ ル シ ール	割 り ピ ン ・ 座 金 類	

1-4-4 施工上の注意

1. 船内においては、部品・属具・諸道具などは、一定の場所に整理整頓しておかなければならない。
2. 火災の防止には特に注意し、揮発油や軽油などの引火しやすい油を取り扱う際は、十分に注意し消火器等を適切な場所におかなければならない。
3. 各機器を分解調整するときは、分解後に各部品を清掃調整のうえ組立を行い、さらに機器全体としての調整を行わなければならない。
4. 各機器を分解調整するときは、整備解説書及び取扱い説明書を考のうえ、細心の注意をもって入念に行わなければならない。
5. 各機器を分解調整するときは、その専用治具がある場合はそれにより行わなければならない。
6. 各機器の分解・掃除後は監督職員の検査を受けなければならない。
7. 分解調整を行う機器の磨耗量の計測箇所は「表1-3計測部品及び計測箇所」を標準とし、使用限度及び磨耗限度を計測表に記載のうえ必要な箇所を計測する。
8. 各機器の分解調整中、損傷又は著しい磨耗を発見したときは、監督職員に**報告**しなければならない。
9. 掃除後のふじつぼ・廃油・ビルジ水等は関係諸法令に基づき適切な処理をしなければならない。
10. 修繕請負において鋼板・形鋼・鋼管等の材料を加工し、製作・取替えをする部材は「表1-4施工箇所別塗装表」による塗装後、**特記仕様書**による塗装を行うものとする。ただし、従来無塗装のもの及び防錆処理が施されているものは除く。

表 1-3 計測部品及び計測箇所

	計測部品及び計測箇所
ディーゼル機関	(1) 吸排気弁 (弁棒径・弁の厚さ) (2) シリンダーライナ (内径) (3) ピストン (外径・リング溝幅) (4) ピストンピン (外径) (5) ピストンピンメタル (内径) (6) ピストンリング (厚さ・合口の幅) (7) クランク軸 (軸径又は隙間)
過給機	(1) ラビリンス部 (内径・外径) (2) プロワ・タービンケース (水冷のみ肉厚)
全旋回式推進機	(1) 軸系 (スラスト隙間) (2) 歯車系 (バックラッシュ)
固定ピッチプロペラ	(1) 軸系 (軸系又は隙間) (2) 歯車系 (内径又は隙間)
逆転減速装置	(1) 軸系 (スラスト隙間) (2) 歯車系 (バックラッシュ) (3) クラッチ板 (厚さ・そり)
空気圧縮機	(1) ピストン (外径) (2) シリンダ (内径) (3) クランク軸 (軸又は隙間) (4) 軸類 (外径)
水ポンプ	(1) マウスリング (内径) (2) ネックブッシュ (内径又は隙間) (3) プランジャ (外径・内径) (4) 軸類 (外径)
歯車ポンプ	(1) 歯車・ケーシング (サイドクリアランス)
揚錨揚索機	(1) 軸系 (軸径又は隙間) (2) 軸受 (内径又は隙間)
油圧シリンダ	(1) シリンダ (内径) (2) ピストン (外径) (3) ロッド・プランジャ (外径・曲がり)

表 1-4 施工箇所別塗装表

塗 装 箇 所		下地処理		回	下 塗	回	上 塗	回
船底 船側 外板	喫水線以下	錆打	ジंकリッチプライマ (有機)	1	船底塗料 A/C	3		
	喫水線以上 (ブルワーク外面含)	錆打	ジंकリッチプライマ (有機)	1	船底塗料 A/C	3	塩化ゴム系 着色塗料	1
そ の 他	塩化ゴム系 塗装施工箇所	錆打	ジंकリッチプライマ (有機)	1	塩化ゴム系 錆止塗料	2	塩化ゴム系 着色塗料	1
	合成樹脂系 塗装施工箇所				鉛・クロムフリー 錆止塗料 1 種	2	合成樹脂調合 ペイント 2 種	1

※「下地処理」中の「錆打」はスケーリングマシン等による 2 種ケレンを施すこと。

1-4-5 適用法令及び規格等

船舶を修繕するにあたって、下記に示す法令及び規格等を適用又は準拠すること。

1. 船舶安全法 及び 小型船舶安全規則
2. 海上衝突予防法 及び 港則法
3. 小型鋼船構造基準
4. 日本産業規格 (J I S)
5. 電気事業法 (電気設備技術基準)
6. 電気規格調査会標準規格 (J E C)
7. 日本電機工業会規格 (J E M)

1-4-6 承諾図・承諾書の提出

船舶を修繕するにあたり、下記に示す承諾図・承諾書を標準として作成すること。

また、設計に当たって仕様の変更が生じた場合は、本船の目的を妨げず、又は性能等の低下を引き起こさせない範囲において本市と協議し、仕様の一部変更又は訂正することができる。

(※については、該当する場合に提出することとする。)

1. 地方運輸局等が検査を行う船舶 (作業船等、総トン数20トン以上)

(1) 船体部

一般配置図	重量重心トリム計算書
線図	復原力曲線図
中央断面図	排水量等曲線図
鋼材配置図	外板展開図
船底構造図	上甲板構造図
船首構造図	肋骨構造図
隔壁構造図	投揚錨係船曳航装置図
諸室配置図	甲板上各室構造図
※通風採光装置図	推進機室構造図
※船体固有振動計算書	諸管系統並びに装置図
主機・補機台詳細図	ブルワーク構造図
塗装要領図	※塗装面積計算書
防食要領図	※諸試験方法案
艀装品目録	備品目録

(2) 機関部

機関室全体配置図	諸管系統図
※主要機器外形図	※主機・補機外形図及び組立図
※排気管及び付属品装置図	船体付着弁位置及び詳細図
※操縦系統及び装置図	※軸系及び推進機装置図
※陸上試験方法案	

(3) 電気部

主電路系統図	電気機器配置図
※配電盤関係図	※主要機器外形図
※冷暖房装置図	※電力調査票
※各電動機外形図	

(4) その他本市が必要と認めたもの。

2. 日本小型船舶検査機構が検査を行う船舶 (渡船・調査船等、総トン数20トン未満)

(1) 船体部

一般配置図	※重量重心トリム計算書
線図	※排水量等曲線図
中央断面図	※船体強度計算書
鋼材配置図 (FRP船は除く)	外板展開図
上部構造図	諸室配置図
主要構造切断図	※窓詳細図

諸室艙装図
※舵強度計算書
※諸管系統図
※シャフトブラケット図
※防食要領図
※防舷装置図
※船体備品・予備品目録

※操舵装置図
※舵構造図
※係船装置図
※通風採光装置図
※塗装要領図
※塗装面積計算書
※諸試験方法案

(2) 機関部

機関室配置図
※主機関関係図
※主要機器外形図
※排気管及び付属品装置図
※プロペラ図
※各種ポンプ図
※陸上試験方法案

諸管系統図
※補機関関係図（搭載船舶のみ）
※船体付着弁位置図
軸系装置図
※プロペラ性能計算書
※機関備品・予備品目録

(3) 電気部

主電路系統図
※配電盤関係図
※冷暖房装置図
※各電動機外形図
パーツリスト

電気機器配置図
※主要機器外形図
※電力調査票
※電気備品・予備品目録

(4) その他本市が必要と認めたもの。

3. 上記以外の船舶（特殊作業船等）修繕については、**特記仕様書**によるものとする。

1-4-7 完成図書等の提出

1. 船舶の修繕による完成図書の**提出**については、**共通仕様書**1-4-6承諾図・承諾書のうち、該当するものとし、詳細については監督職員の**指示**による。（「図1-2（参考）完成図」，「図1-3表題詳細」参考）
2. 完成図書はA4サイズ以上の図面はすべてA4折とし、図面箱（セキセイ T-280同等品）に入れること。
蓋の上面に請求番号・契約番号・船名又は修繕名称・完成年月・受注者名を記載したものを貼り付け、蓋の内面には目次を貼り付けること。

1-4-8 完成図等の電子納品

1. 電子納品を行う場合は、監督職員の**指示**に従って行わなければならない。
2. 電子納品にあたり、監督職員から貸与された図面等は、損傷しないように十分注意して管理し、作業完了後は速やかに監督職員に返納しなければならない。

1-4-9 電子図面作成要領

1. 紙媒体の図面をスキャンニングする場合の解像度は、300dpi以上とする。
2. ファイル形式は、PDFとする。なお、PDF化の際は、下記の処理を行うこと。
 - (1) 図面は、すべて連結して1つのファイルにすること。
 - (2) サムネイルを作成すること。なお、サムネイルの順番は、図面番号どおりとする。
 - (3) しおりを作成すること。なお、しおり名は図面名称を記入すること。
3. ファイル名は、元号（令和：R）＋年度（2桁）＋請求番号（4桁）＋p とすること。（全て半角）

【例】令和3年度 請第1234号 の場合 ⇒ R031234p

4. 作成したファイルをCD-R等にコピーして**提出**すること。（フォルダの作成は不要で、上記で作成したファイルを直接コピーすれば良い。）

5. 作成した CD-R 等は、**共通仕様書** 1-1-29 提出書類 によるウイルスチェック等を行い、保護ケースに入れ**提出**すること。

また、CD-R 等の記録面でない面、及び保護ケースに、次の項目を記載したラベルを貼り付けること。

(CD-R 等の記録面でない面)

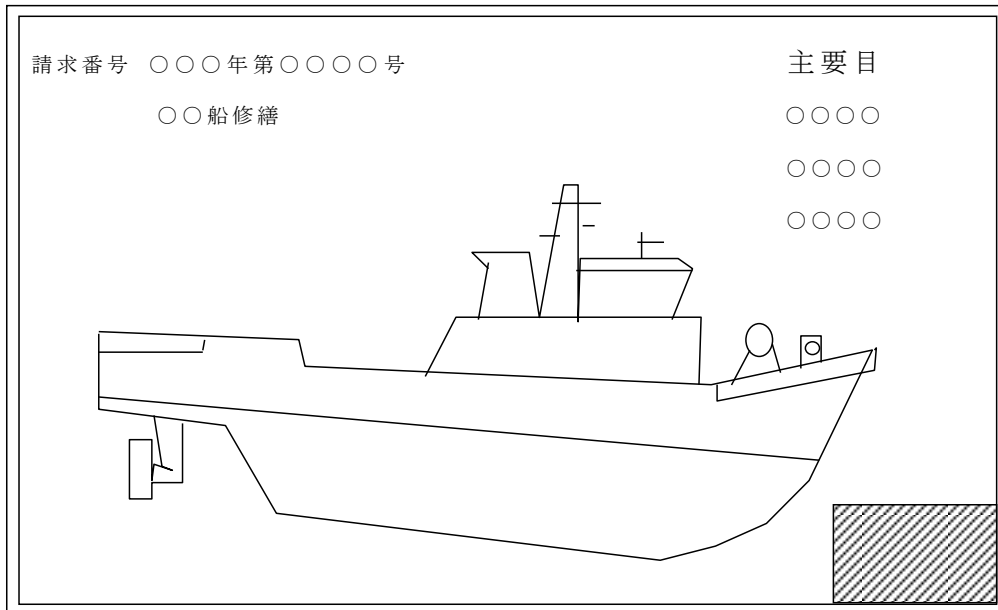
- ①年度
- ②請求番号
- ③修繕名称
- ④ウイルスチェックソフト名 (バージョン名も記載すること。)
- ⑤定義ファイルの更新日

(保護ケース)

- ①年度
- ②請求番号
- ③修繕名称

【例】令和3年度 請第1234号 ○○船「○○丸」 修繕

図 1 - 2 (参考) 完成図



斜線部の表題を図 1 - 3 に示す。

図 1 - 3 表題詳細

完 成 図			
契 約 番 号 ○○○○ 第○○○○号	修 繕 名 称	○○船修繕	
図 面 名 称	一 般 配 置 図	図 面 番 号	／ ○
受 注 者	○○造船所 株式会社		